

## 病院改革の基本的な考え方について - 中期目標の策定に向けて - (案)

<p><b>1 中期目標の期間</b> 平成18年4月から平成23年3月までの5年間</p> <p><b>2 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</b></p> <p>(1) <b>高度専門医療の充実</b> <b>診療機能の充実</b> 患者数や医療需要に即して、診療部門の充実や専門外来の設置など体制の整備・充実を図る</p> <p><b>高度医療機器の計画的な更新・整備</b> 中期目標期間において計画的に医療機器の更新・整備を進め、それが実行できる資金計画を策定する</p> <p>(2) <b>優れた医療スタッフの確保</b> <b>医師の人材確保</b> 高度専門医療の水準を維持・向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、臨床研修医やレジデントの受入れに努める</p> <p><b>看護の専門性向上</b> 看護職の専門性の向上を図るとともに、患者ニーズを病院運営にきめ細かく反映できるよう、参画体制を強化する</p> <p>(3) <b>医療サービスの効果的な提供</b> より多くの府民に医療を提供するため、病床利用率 %以上、紹介率 %以上を確保する より短い期間で効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与するため、クリニカルパスの適用を進める</p> <p>(4) <b>府立の病院としての役割の発揮</b> <b>災害等緊急時における医療協力</b> 災害発生時には、地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療スタッフの現地派遣などの医療救護活動を実施する</p> <p><b>行政的措置に関わる医療の実施</b> 精神保健福祉法に基づく措置患者、結核予防法に基づく入所命令患者の受入れなど、行政的措置に関わる医療に対応する</p> <p><b>臨床研究の推進</b> 各高度専門医療分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進する</p>	<p><b>2 患者・府民サービスの一層の向上</b></p> <p>(1) <b>診療・検査待ちの改善等</b> 診療や検査待ちが恒常的に発生している部門について、患者サービス向上の観点から、検査待ちの改善等に取り組む</p> <p>(2) <b>院内環境の快適性向上</b> トイレ改修、待合室の改善、病棟バス・トイレのバリアフリー化、病室内の補修等を実施し、快適な院内環境の整備に努める</p> <p>(3) <b>患者の利便性向上</b> クレジットカード支払いの導入、コンビニエンス・ストアでの収納など、患者の利便性向上を図る</p> <p>(4) <b>NPO・ボランティアとの協働によるサービス向上の取組</b> NPOやボランティアの協力を得て、患者・府民の目線に立ったサービス向上に取り組む</p> <p><b>3 より安心して信頼される質の高い医療の提供</b></p> <p>(1) <b>医療安全対策の徹底</b> 院内感染対策を徹底するとともに、医療事故に関する情報を収集し、医療安全対策の徹底を図る</p> <p>(2) <b>より質の高い医療の提供</b> 個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、クリニカルパスの導入促進等に取り組む</p> <p>(3) <b>患者中心の医療の実践</b> 患者が受ける医療内容に納得し、治療法を選択できるよう、インフォームドコンセントの充実、セカンドオピニオンの実施に努める</p> <p>(4) <b>法令・行動規範の遵守(コンプライアンスの確保)</b> 公的使命を適切に果たすため、関係法令の遵守、行動規範・倫理の確立、個人情報保護・情報公開を適切に行う</p> <p>(5) <b>電子カルテシステムの導入</b> 各病院のシステム更新にあわせて、電子カルテの導入を順次進め、患者中心の医療の充実等を図る</p> <p><b>4 府域の医療水準の向上への貢献</b></p> <p>(1) <b>地域医療への貢献、民間との協働</b> 高度医療機器の共同利用の促進、開放病床の導入、医療機関等への診療支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への派遣</p> <p>(2) <b>教育研修の推進</b> 臨床研修医やレジデントの受入れ、看護師等の実習受入れ</p>	<p>(3) <b>府民への保健医療情報の提供・発信</b> 府民を対象とした公開講座の開催、ホームページ等での情報発信</p> <p><b>3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b></p> <p>(1) <b>事務部門等の再構築</b> ITの活用とアウトソーシングを進め、スリムで経営効率の高い業務執行体制を構築する</p> <p>(2) <b>職員の職務能力の向上</b> 5病院間の人事交流による能力向上、研修システムの整備</p> <p>(3) <b>人事評価システムの導入</b> 頑張った職員が報われる公正で客観的な人事評価システムの導入</p> <p>(4) <b>業績・能力を反映した給与制度</b> 職務給・能率給の原則に立った給与制度の導入</p> <p>(5) <b>多様な契約手法の活用</b> SPD(物品調達・管理委託)をはじめ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法の活用</p> <p>(6) <b>予算執行の弾力化等</b> 病院の自主的な経営努力を促すため、目標を設定し、その達成状況を病院ごとに評価・反映するシステムの検討</p> <p>(7) <b>収入の確保</b> 病床利用率の向上、高度医療機器の稼働率向上、未収金対策</p> <p><b>4 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>1 資金収支の改善</b> 第1期の中期目標期間(平成22年度まで)に不良債務を確実に解消し、起債を活用できる安定的な収支構造に改善することにより、公的使命を果たせる経営基盤を確保</p> <p><b>5 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1 病院の施設整備の推進</b> 精神医療センターの再編整備の推進 その他の病院については、老朽化、機能性等を視野に入れ、今後、担っていくべき診療機能にふさわしい施設整備の計画的検討</p> <p><b>2 身体障害者福祉センター附属病院との円滑な統合</b> 障害者医療とリハビリテーション医療をより充実して実施するため、平成19年度に急性期・総合医療センターと統合</p>
---	---	---